

## 綾瀬市消防訓練実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市警防規程(平成4年綾瀬市消防本部訓令第5号)第13条第2項の規定に基づき、消防職員(以下「職員」という。)が実施する消防訓練(以下「訓練」という。)の安全管理及び公務災害の防止を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(総括安全管理責任者)

第2条 有効適切な訓練の実施及び職員の安全確保に万全を期するため、総括安全管理責任者(以下「総括管理者」という。)を置く。

2 総括管理者は、消防総務課長をもって充てる。

3 総括管理者は、常に訓練施設の整備及び維持管理を行うものとする。

(安全管理責任者)

第3条 職員に対する技術指導及び安全管理教育の徹底を図るため、安全管理責任者(以下「責任者」という。)を置く。

2 責任者は、消防署長をもって充てる。

3 責任者は、常に職員に対し、計画的かつ効率的な訓練を実施させるとともに、安全管理教育の徹底を図るものとする。

4 責任者は、年間訓練計画を策定しておくとともに、毎月25日までに、翌月の月間訓練計画書を作成し、消防長に提出しなければならない。

(安全管理者)

第4条 訓練実施時における安全管理の徹底を図るため、安全管理者(以下「管理者」という。)を置く。

2 管理者は、副署長をもって充てる。

3 管理者は、責任者の命を受け、職員に対する安全教育を実施するとともに、職員の技術向上に努めなければならない。

(安全担当者)

第5条 職員に対する技術指導及び訓練実施時の安全対策を行うため、安全担当者(以下「担当者」という。)を置く。

2 担当者は、主任以上の職にある者の中から、訓練の実施内容に応じて管理者が指

名した者をもって充てる。

3 担当者は、細部にわたる安全管理を徹底するとともに、職員の能力を最大限に発揮させるための訓練指導を行うものとする。

( 訓練の種類 )

第6条 訓練の種類は、次に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 規律訓練
- ( 2 ) 体力増強訓練
- ( 3 ) 救助訓練
- ( 4 ) 消火訓練
- ( 5 ) 機械器具等取扱訓練
- ( 6 ) その他消防長が必要と認めるもの

( 安全管理委員会 )

第7条 安全管理対策の徹底並びに職員の管理を行うため、安全管理委員会(以下「委員会」という。)を組織する。

2 委員会は、総括責任者、責任者及び管理者をもって組織し、必要に応じて総括管理者が招集し、会議の長となる。

3 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- ( 1 ) 安全教育の実施及び安全管理体制の確立に関すること。
- ( 2 ) 訓練施設、資機材等の活用に関すること。
- ( 3 ) 訓練実施時の職員の安全管理に関すること。
- ( 4 ) 訓練計画方針及び訓練指導方針に関すること。
- ( 5 ) その他必要と認められること。

4 委員会の庶務は、消防総務課で処理する。

( 点検 )

第8条 管理者は、訓練開始前及び訓練終了時に次に掲げる項目について点検を実施し、支障となる異常を発見したときは、直ちに適切な対策を講じるとともに、責任者にその内容を報告するものとする。ただし、重大な異常を発見したときは、直ちに中止等の措置を講じるものとする。

- ( 1 ) 職員の健康状態
- ( 2 ) 訓練施設、資器材、被服等の状態

(報告)

第9条 担当者は、訓練終了後消防訓練実施結果報告書(別記様式)を作成し、責任者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

(綾瀬市救助訓練安全管理要綱の廃止)

2 綾瀬市救助訓練安全管理要綱(昭和63年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）（表）

署 長	副署長	係 長

## 消防訓練実施結果報告書

年 月 日（ ）

				所 属 係 安全担当者	
実 施 項 目 (実施時間)	健康 状態	施設 状況	達 成 成 果	今 後 の 方 針	事 故
( : ~ : )	良 否	良 否			無 有
( : ~ : )	良 否	良 否			無 有
( : ~ : )	良 否	良 否			無 有
( : ~ : )	良 否	良 否			無 有
( : ~ : )	良 否	良 否			無 有

(裏)

実施項目 (実施時間)	健康 状態	施設 状況	達成成果	今後の方針	事故
( : ~ : )	良 否	良 否			無 有
( : ~ : )	良 否	良 否			無 有
( : ~ : )	良 否	良 否			無 有
施設・事故状況					
備考					